

2024年 6月10日 第197号

JR 東労組 **Yokohama**

JR東労組横浜地本

発行人 助 川 一 実 編 集 情 宣 担 当 ホームページ



http://www.jreu-yokohama1.jp/

川崎統括センター 現過半数代表者「信任投票」

新たな不正発覚!意用者の意力を

ええ~「社友会」だけに実施理由を伝えていたの!?



社友会幹事からのLINE

現過半数代表者に関する信任投票のお知らせです。

業務掲示にもありますが、今回信任投票が行われます。

実施理由は、テンポラリースタッフ安全研修 の講義において運営に携わっていた一部の 管理者から、過半数代表者選出に繋がりかね ない不適切な発言がありました。

○○代表は、テンポラリースタッフの安全意 識の向上のためにシミュレーター体験に関 わっていました。

しかし、講義には全く関わりはありません。 信任投票の掲示が出たあと、社友会幹事と して信任投票の実施について会社に異議を 伝えましたが、これまでの〇〇代表の活躍 状況を鑑みて再選出ではなく、信任投票に なると会社から回答されました。

皆さんとの関わりを大事にし、職場・エリアのために責任感を持って行動している〇〇代表を変わらず応援していきませんか。

現行の過半数代表者が活躍しているから 「再選出」ではなく 「信任投票」

だったの!?



問題点①

全社員に「疑義」について何らの説明もないの に社友会のみに説明している

ポイント 明らかに社員差別です!情報提供に差がある中での「信任投票」は認められません!

問題点②

会社が過半数代表者の活躍を評価している

ポイント 労働基準法施行規則第6条の2の3項で 「使用者は、労働者が過半数代表者であるとこと若しくは過半数代表者になろうとしていたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない」と謳われています。会社が過半数代表者の活躍を評価すること自体が「使用者の意向」ではないでしょうか。

社友会の候補者に有利な研修を行い代表者を選出!問題が見つかれば社友会選出の代表者が有利な「信任投票」を実施!そして社友会のみに情報提供!

ごれごそまさに会社主導=「使用者の意向」ではないか!